

平成 20 年 1 月 15 日

報道関係者各位

吉兆グループとしての今後の取組みに関するお知らせ

株式会社 東京吉兆
株式会社 本吉兆
株式会社 京都吉兆
株式会社 神戸吉兆

1.はじめに

今回、グループ会社の一員である船場吉兆が起こした「食」に関する問題につきまして、お客様、お取引先様、及び関係者の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと、心よりお詫び申し上げます。

吉兆グループ各社(船場吉兆を除く、以下同じ)は、今回、このような問題が発生したことを真摯に受け止め、創業者「湯木貞一」が目指した食文化の原点に立ち返り、安心してお召し上がりいただける「食」のご提供に、グループ各社が一丸となって取り組むことを、今一度確認いたしましたのでご報告申し上げます。

なお、本件につきましては、船場吉兆に対しグループ全体の取り組みとして参加するよう、申し入れしているところです。

2.経緯

平成 19 年 10 月 29 日の岩田屋天神フードパークでの消費期限改ざん報道以後、船場吉兆のずさんな食品の品質管理体制が次々に明白となり、一連の問題に対して、吉兆グループとしていかなる対応ができるのかを模索していましたが、グループ各社は、船場吉兆とは経営主体が異なること、また、船場吉兆の数少ない経営陣と幹部スタッフが、一連の問題に対する社内外の対応に追われ、グループ各社への情報提供もままならないと言う状況のもとで、明確な方向性を見出すには至りませんでした。

問題を起こした船場吉兆は、法的にも許されるものではなく、それ以上に皆様方の「信頼」を裏

切ったことに対し、その事の重大さを認識し、この問題に対する責任をとらなければなりません。

さらに、今回の事態を船場吉兆だけの問題として捉えるのではなく、吉兆グループ全体の問題として捉え、各社が皆様方に安心してご利用いただけるよう、より一層努力し、一刻も早い信頼の回復を目指して、下記の通り取り組むことといたしました。

また、10月29日の報道以降、次々と発覚する諸問題、それに関する各社とも事の詳細がわからないまま、吉兆グループとして明確な方向性を打ち出すことも出来ず、ご報告が本日に至りましたこととお詫び申し上げます。

3.取り組み内容

食の安全性を確保し、皆様方から信頼していただけるブランドとしての「吉兆」の信頼回復を図るため、「吉兆 食のコンプライアンス委員会」(以下、「コンプライアンス委員会」という)をグループ各社で新たに組織し、以下の項目についての機能を担います。なおコンプライアンス委員会は、グループ各社の役職員及び外部コンサルタント等を招聘し組織して参ります。

以下のような取り組みを確実に実行していくことにより、日本の食文化の一翼を担うことができるグループとして認めていただけるよう、努力と精進を怠らないこととお約束いたします。また、船場吉兆に対しては、このような取り組みに参画することによって、一刻も早く信頼回復に努めるよう各社から求めて参ります。

①問題発生後の対応より問題を発生させない体質と仕組みづくりを充実します。

まずは問題を発生させないことが大切であるという認識のもと、各社の業務内容を考慮した上で、コンプライアンス委員会において一般法令・ガイドラインに準拠した標準品質管理マニュアルを作成いたします。各社はこのマニュアルを踏襲しつつ、各社の業務実態に合わせて改善を加えた上で、品質管理マニュアルを作成して問題発生防止に努めます。

次に、万一、問題が発生した場合においても適切な情報開示、是正・再発防止が適正に行われるよう標準危機管理マニュアルを作成し、同様に各社に整備して参ります。

②グループ各社の「食」に関する法令順守のルールが適正に運用されているかを確認します。

確認の方法といたしましては、各社が品質管理を担当する部署もしくは担当者を設置し、各社が定める品質管理マニュアルに沿って、適正な営業がなされているかを定期的に監査します。この監査結果に関しましては、定期的にコンプライアンス委員会を通じてグループ各社に開示、検討され、問題があると判断された場合は、その問題点の是正方法を検討し、その旨を公表します。

なお、喫緊を要する問題点が発生した場合は、各社が即時にその旨を委員会に報告するとともに問題の内容と是正方法について公表します。

③吉兆グループ各社をより一層安心してご利用いただき、ご満足していただける会社づくりに努めます。

今後は、法令を順守する厳格な取り組みを行って参りますが、その一つの方法といたしまして、常日頃ご利用いただくお客様に対し、その取り組み状況がわかるような仕組みを検討し実践いたします。例えば、外食産業に対する原産地表示を自主的にするためのガイドラインが農林水産省から出されております。これらのガイドラインに沿ったご案内やご説明資料の作成等を予定しております。また、法令やガイドラインなどを考慮した上で、より一層安心してご利用いただける独自の取り組みを検討し実践して参ります。

④「品質管理に関する研修」を定期的実施し、各社の役職員の品質管理に対する意識の醸成に努めます。

グループ各社の役職員に対し、外部の有識者、専門家等を招いての研修の実施や、外部機関・団体が実施する研修会や講習会への参加等、品質管理および食品コンプライアンスに対するより一層の教育・啓蒙活動を推進して参ります。

⑤吉兆グループ各社の「食」に対する安全性向上への取り組み状況について、定期的に公表します。

コンプライアンス委員会のホームページを開設し、本取り組みをご理解いただけるようなコーナーを設け、定期的に状況等を開示して参ります。

4.その他

コンプライアンス委員会による取り組みのスケジュールや組織メンバー、委員会事務局の設置場所等の具体的な内容等については、平成 20 年 2 月中に決定し、コンプライアンス委員会のホームページ等を通じて公表する予定です。ホームページアドレスは、グループ各社のホームページにて追って掲載いたします。